

令和7年度山梨県森林審議会（第1回）会議録

- 1 日時：令和8年2月3日（火）午後1時30分～午後3時30分
- 2 場所：恩賜林記念館 大会議室
- 3 出席者（敬称略）
（委員）天野公夫、川井康輔、桑原賢次、佐藤繁則、白石則彦、田村のり子、野村千佳子、
 弭間亮、福島万紀、豊前貴子、渡邊晴夫
（事務局）森林環境部技監、森林整備課長、林業振興課長、県有林課長、治山林道課長、中北林
 務環境事務所長、峡東林務環境事務所長、峡南林務環境事務所長、富士・東部林務環
 境事務所長、森林総合研究所長
- 4 傍聴者等の数 2
- 5 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 森林環境部技監挨拶
 - (3) 県職員紹介
 - (4) 森林審議会委員紹介
 - (5) 森林審議会会長挨拶
 - (6) 議事
 - (7) 閉会
- 6 会議に付した案件
（報告事項）
 - ・やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの進捗状況について【公開】
 - ・第5次県有林管理計画の策定について【公開】
 - ・森林における開発行為の許可の状況について【公開】
 - ・令和7年度ナラ枯れ被害の状況について【公開】
- 7 議事の概要

司会（森林整備課佐野課長補佐）：

定刻となりました。委員の皆様には大変お忙しいところ、山梨県森林審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は司会進行を務めます森林整備課の佐野です。よろしくお願ひします。

はじめに、本日の資料の確認をお願いします。配付資料一覧にありますとおり、

- ・本日の次第、委員名簿、座席表、
- ・【資料1】やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの進捗状況について
- ・【資料2】第5次県有林管理計画の策定について
- ・【資料3】森林における開発行為の許可の状況について
- ・【資料4】令和7年度ナラ枯れ被害の状況について
- ・森林審議会に係る規則等の参考資料

以上となります。御確認いただき、不足がある場合は、事務局にお申し出ください。それではただいまから令和7年度第1回山梨県森林審議会を開催いたします。

はじめに、森林審議会の成立につきましては、山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数とされております。当審議会の委員数は15名で、本日は11名の御出席をいただいておりますので、過半数に達しておりますので、審議会が成立していることを御報告いたします。なお、森林審議会の審議は公開となっており、後日県庁ホームページにおいて議事録を掲載させていた

だきます。また、山梨県森林審議会傍聴要領により、審議会の審議が傍聴可能となっており、本日も傍聴席を用意してございます。

それでは、次第に従いまして、森林環境部英賀技監から挨拶を申し上げます。

英賀森林環境部技監：

(挨拶)

司会：

次に、本日は、今年度第1回の森林審議会となりますので、県職員を紹介いたします。

(江俣森林整備課長以下、所属長以上の職員を紹介)

なお、齊藤部長、小澤理事、渡邊次長・森林環境政策課長事務取扱につきましては、本日、急な公務により欠席しております。

続きまして、委員の皆様の御紹介をいたします。

(委員を紹介)

なお、山梨大学名誉教授 大山 勲委員、元山梨大学大学院総合研究部 准教授 後藤 聡委員、一般社団法人 山梨県建築士会 理事 田邊佳子委員、一般社団法人 山梨県森林協会会長 保坂 武委員の4名につきましては、本日欠席されております。

次に、森林審議会会長から御挨拶をいただきます。白石会長、よろしく申し上げます。

白石会長：

(挨拶)

司会：

ありがとうございました。次に、議長につきましては、森林審議会運営規則第3条により、会長が当たることとなっておりますので、白石会長、よろしく願いいたします。

議長（白石会長）：

それでは、審議会の議事進行を務めさせていただきます。議事に移ります前に、山梨県森林審議会運営規則第7条により、本日の議事録署名委員を指名することとなっております。本日の議事録署名委員につきましては、豊前貴子委員、野村千佳子委員にお願いします。

それでは、議事に移ります。まず、「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの進捗状況について」を議題とします。これは、審議事項ではありませんが、計画の概要や現在の進捗状況を御説明するものです。事務局から説明をお願いします。

事務局（英賀森林環境部技監）：

(資料1により説明)

議長：

この議題につきまして、御意見、御質問がありましたら、挙手して発言をお願いいたします。

委員：

「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」は、県有林・民有林の双方を包括して目指すべき方向性を示しているものと存じますが、大きな課題として新規就業者数の伸び悩みがまず

あり、そのため、木材生産量などの指標をもう少し伸ばしたいところ、あと一步届かない状況にあるのでしょうか。本県は県有林率が非常に高く、森林整備をはじめ各数値目標の達成は比較的取り組みやすい部類に入ると思われますが、それにもかかわらず伸び悩んでいる背景について、補足情報がありましたらお願いします。

事務局（伊川林業振興課長）：

担い手の確保に関する御質問かと思えます。まず本県の状況についてですが、資料 1 の 2 ページ目の表 8 番目にも記載のとおり、令和 6 年度の有効求人倍率は対前年度比で 1.26 から 1.28 へと上昇しております。また、45 歳未満の求職者数が大きく減少していることから、人材を確保するうえで厳しい環境となっています。その結果、56 人の求人に対して新規就業者は 39 名となっています。

その背景として、まず賃金の低さが挙げられます。他産業と比べ年間賃金が 100 万円低いと言われております。また、安全性指標が全国ワースト 1 位となるなど、安全面の課題もあります。さらに、林業の産業形態として季節性作業を含むことから通年雇用が難しく、安定的な雇用を確保しにくい点も要因です。

これらを解決する手法として、人力作業の機械化および自動化により、安全で魅力ある現場づくりが必要と考えております。また、事業者には通年雇用推進のための助成制度を活用していただくほか、新規就業者向け研修によるキャリアアップを指導しています。さらに山梨県立農林大学校において、即戦力かつ中核となる人材を育成しているところです。

委員：

ありがとうございます。

委員：

資料 1 の 2 ページ目の表 9 番目にある「特用林産物の産地化の推進」は進捗が 68%とのことですが、農林大学校ではキノコに関する授業や県との共同研究を実施しているのでしょうか。また、後継者育成についても伺いたいです。さらに、山梨県ではどの種類のキノコがもっとも販売額が多いのか教えていただきたいです。

事務局（伊川林業振興課長）：

1 つ目の御質問は、農林大学校森林学科における特用林産物教育についてかと存じます。本県の林産物収入のうち約 3 割弱を特用林産物が占めており、キノコ類の生産額が大きいと、特に力を入れております。

具体的には、本県の主要特用林産物であるしいたけについて、原木しいたけや菌床しいたけの栽培技術を教育しています。また、山から採取した原木をどのように加工し培地をつくるかについても学習を行っております。

次に生産額ですが、最も多いのは生シイタケで、令和 6 年度は約 2 億 1,800 万円です。続いてその他キノコが約 3,400 万円、ナメコが約 2,400 万円弱となっています。キノコ類全体では約 3 億 9,600 万円の生産額です。

委員：

私は詳しくないため素朴な疑問ですが、この推進プランの 2 番目に「山地災害危険地区対策地区数」があります。これは土砂災害対策のことと理解しておりますが、達成率が 100%となってい

ます。このところの地球温暖化や環境変化により、先日の上野原・大月の森林火災のような災害も発生しています。限られた予算の中での対策は難しいとは思いますが、このような事象に対して何らかの対策を講じることはできるのでしょうか。

事務局（篠原治山林道課長）：

山地災害危険地区とは、土石流や山崩れなど災害発生の危険性がある箇所、県内で 3,489 箇所指定しています。本来はすべてに治山施設を整備することが望ましいのですが、未対策の地区もあり、それを減らしていくことがプランの目標です。現在 2,417 地区で対策に着手済みであり、ほぼ計画どおり進捗していますが、依然として遅れている地区もあるため、順次対策を進めていきます。

もう 1 点、上野原・大月の山火事についてですが、まだ鎮火していないため詳細な被害状況は把握できていません。今後、調査を進め、焼失範囲などを確認します。木が焼けると枯れて倒れやすくなり、地表が焼けることで表土が脆くなり、雨で沢に流れて土石流や流木災害が発生するおそれがあります。そのため、今後の調査結果を踏まえ、必要に応じて治山ダムの設置などを検討してまいります。

議長：

他に、この議題で御意見、御質問ございますか。

それでは次の議題に移らせていただきます。続きまして、第 5 次県有林管理計画の策定について議題といたします。これも、審議事項ではありませんが、5 年に一度策定することとしている本県県有林の管理計画の案について御説明し、御意見を伺うものです。事務局から御説明をお願いいたします。

事務局（堀内県有林課長）：

（資料 2 により説明）

議長：

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問があれば発言をお願いいたします。

委員：

生産性の高い施業の推進について、生産性を高めるには効率化などの取組があると伺いましたが、一方で職場の安全性に関する話も先ほどありました。安全性の向上にどの程度寄与しているのか、教えていただければと思います。

事務局（堀内県有林課長）：

まず、安全性の観点についてですが、従来は木を伐採し搬出する際、チェーンソーで伐倒し、奥山の場合は架線（ワイヤー）で吊り出し、林道まで下ろして市場へ運ぶという作業が主でした。林業作業の中でもっとも死亡災害が多いのが、このチェーンソーによる伐倒作業です。

近年は「高性能林業機械」と呼ばれる重機の導入が進んでいます。土木用重機のベースマシンに林業専用アタッチメントを装着し、重機で立木の伐倒・玉切りを行うもので、作業者が直接チェーンソーで伐倒する作業を減らし、安全性を高めています。

ただし、人がチェーンソーを操作する作業が完全に無くなるわけではありません。そのため、法改正によりチェーンソー作業時には防護スーツの着用が義務付けられています。この防護スー

ツには特殊繊維が織り込まれており、誤ってチェーンソーが当たった際には繊維が刃に絡んでチェーンソーを止める仕組みになっています。県有林では、FSC 認証の基準により、法改正前から簿安全装備の導入を進めてきました。現在では安全装備の着用が当たり前になっています。

とはいえ、安全が完全に確保されたとは言えず、事業者ごとのマネジメントや、業界・行政が一体となった安全対策の推進が引き続き必要です。現状としては、機械化の進展と安全装備の浸透により、安全管理が向上してきているところでございます。

委員：

国際基準に基づく森林管理の推進、とくに観光レクリエーション利用の推進について伺います。私は幼児保育の森林体験に携わっております。森林体験では、保育園児を森に連れ出してネイチャーゲームを実施しており、年間 1,000 人ほどの園児を森に案内しています。

しかし昨年度、周辺にツキノワグマが出たことで予約が減少し、「クマが出る場所には子どもを連れていけない」といった厳しいご意見もありました。園内に鐘を設置するなど、人を恐れるように工夫しましたが、最近は「アーバンベア」という、人を恐れないクマも増えていると聞きます。

その理由としては、親熊が駆除された小熊は人間を恐れることを学ばない、人とクマの生息域が近づいた、学習能力により人間を怖いと思わなくなるなどが挙げられています。さらに、どんぐりが不作の年にクマが里へ降りると言われますが、山陰地方の研究では、駆除されたクマは不作の年でも十分な脂肪を蓄えていたとの報告があり、飢餓ではなく柿などの放置果樹が原因とされています。また、どんぐりの不作が複数年続くことは少ないとも指摘されています。

このような状況を踏まえ、野生動物の生息環境保全も重要ですが、第 5 次県有林管理計画の中で、クマ対策として何か取り組む予定があるかお伺いします。

事務局（堀内県有林課長）：

県有林管理計画の中では、人間生活圏へのクマの出没に対する直接的な対策を計画として記載する予定はございません。森林管理とはやや分野が異なるためです。

ただし、県内では近年、善光寺付近でも出没情報がありましたように里寄りでのクマの出没が増えていることから、昨年 11 月に「ツキノワグマ緊急対策パッケージ」を取りまとめています。この中では、速やかに取り組む対策と、中長期的に取り組む対策が整理されています。

速やかに取り組むものとしては、出没したクマへの対応や注意喚起などがあります。一方、里側の食料源、たとえば耕作放棄地に残された果実などをどう管理するかといった点は中長期的課題として位置づけられています。部局横断で対応する必要があるため、すぐに効果が出るものではありませんが、対策を進めております。

県有林管理計画では主に奥山部の森林管理について記載するため、クマの出没対策を直接盛り込む予定は今のところありません。

委員：

ありがとうございました。ここからは提案です。緊急対策パッケージは私も見ましたが、その中に、河川の樹木を伐採して動物の通路を遮断する取組がありましたが、さらに一歩進めて「緩衝地帯の設置」が必要ではないかと思えます。人の生活圏と野生動物の生活圏の間に一定の空間を設けるもので、環境省資料でも 34 都道府県のうち 15 県が取り組んでいるとされています。間伐・刈払い・電気柵・誘因物除去・追い払い・個体数調整などの方法があります。

山梨県でも検討していただきたいです。広葉樹の伐採は大変ですが、公園管理の中でも枯木が

車に落ちるなどの危険から伐採することがあり、その大変さも理解しています。それでも緩衝地帯設置は必要だと感じます。

また、森林総合研究所でクマ担当の任期付き研究員を採用すると聞きました。現場で調査できる優秀な方を採用し、緩衝地帯整備を含め、幼児教育が安心して行える里山環境を整備していただければと思います。

委員：

私は公益財団法人キープ協会の環境教育事業部と、山梨県地球温暖化防止活動推進センターの業務に携わっています。今のお話については私も同様の問題意識を持っており、共感しながら伺いました。

基本方針に掲げられている「気候変動」「ネイチャーポジティブ」「持続可能社会」は、環境教育に携わる者の思いと一致しています。

資料 1 を拝見し、最近の環境教育現場では、災害要因としてクマの問題が最も大きくなっています。年間 200～300 校ほど対応していますが、昨秋はニュースの影響で、清里に来てでも屋外活動を控える学校もありました。交通費をかけて自然体験をしに来ているにもかかわらず、屋内学習に変更するのは非常に残念です。

また、SNS や報道によって、正確な知識がないまま恐怖が広がる状況もあり、教育現場では正しい情報を伝える努力を続けています。クマの被害や駆除に関する意見は賛否ありますが、教育素材として扱いながら考える機会にしています。

子どもたちからは「森がおかしいのではないか」という意見も出てきます。学校でも、林相が単一化しているのでは、その樹種構成をどう整えるか、緩衝地帯をどう設けるかなど、森づくりの議論が始まっています。

クマ問題は今後 3 年ほどは続くのではと感じています。研究者による意見交換も進んでおり、山梨県として早期に検討を始めていただくことが重要ではないかと思います。森から人が離れ、結果として担い手が減る悪循環にならないよう、最新の知見を得てほしいと思います。

事務局（堀内県有林課長）：

御意見ありがとうございます。現段階では県有林管理計画の中で緩衝地帯の整備を明確に位置づける予定はありません。県有林は標高の高い区域が多い一方、緊急対策パッケージでは里寄りの森林整備や耕作放棄地の管理、放置された柿の実の対策などが中長期的課題とされています。民有地に係る部分が多いため、どこまでできるか不透明な部分もありますが、中長期的に取り組む方向です。

いただいた御意見は参考にし、部内で検討しながら可能な取組を進めたいと考えております。

委員：

山梨県では県有林を対象に J-クレジットの取組を進めていると承知しています。私ども連合会としても、民有林において従来の林業と並行して J-クレジットを活用することで、強固な経営基盤を築くことにつながると考えています。

つきましては、県の J-クレジットの進捗状況について教えていただきたいと思います。また、連合会としては県内全ての林業経営体に向けて新たな林業への転換を薦めたいと考えていますが、J-クレジットについてはまだ初歩的な段階にあります。民有林の境界の問題や森林資源情報の問題など、さまざまな課題があると思います。連合会が先頭に立って取り組むためにも、優良事例などの情報共有をお願いしたいと思っております。

事務局（堀内県有林課長）：

御意見ありがとうございます。先ほどご説明したとおり、J-クレジットの創出については来年度からの実施を目標に準備を進めております。今回の取組を通じて得られる知見や経験については、連合会とも共有していきたいと考えております。

制度そのものについて、連合会の皆様にも今後研究していただく部分があるかと思いますが、J-クレジットの創出は事務的に大変な作業も多いため、効率的で円滑に導入できる方法について情報交換していければと思います。

委員：

私はマウンテンバイクの立場から発言しますが、決して遊んでいるだけではなく、山梨県の山奥に入り、何十年、何百年前の人々の生活の痕跡を探りながら、当時どのように暮らしていたのかを考える活動をしています。昔の人は車がありませんでしたので、山道を使って生活しており、それがとても重要であったと考えています。

その山道を見つけ、許可を得たうえで整備し、マウンテンバイクや登山で利用していただいたり、企業・学校の体験活動に使っていただいたりしています。山に入ると段々畑の跡が必ずあり、現在はそこにヒノキが植えられているものの、多くは管理されておらず、果樹も放置されたままです。昔は山梨県中の人々が日常的に山に入り生活しており、それがいわゆる「緩衝地帯」の役割を果たし、クマなどの獣が町に降りてこない環境が保たれていたのだらうと理解しています。

しかし現在は輸入食材の普及により山で畑をつくる必要がなくなり、木材も輸入材が多くなったことで、人が山に入る機会が大幅に減りました。その結果、山を理解しない人が増え、クマに対して過度に恐れるなどの状況が生まれ、クマの出没も増えているのではないかと思います。

緩衝地帯を対症療法的に整備するだけでは持続的ではなく、多額の予算を要します。そこで、ある程度楽しめる形で、持続可能な緩衝地帯をつくることが重要だと考えています。

県有林管理計画の重点取組事項にある観光レクリエーション利用の推進、特にアウトドアスポーツや森林体験プログラムの提供は非常に重要です。多くの人が自然の中に入ることによって、結果として緩衝地帯が形成されます。これをフィールドとして整備することが、獣害対策・教育・観光といった地域振興にもつながります。また、山道は何百年も残っているため、災害時の代替ルートにも使えるなど、副次的な効果も大きいと考えています。

森林公園等の利用者数を令和12年度末までに84万3千人とする数値目標について、森林公園の利用だけでは地域振興や緩衝地帯の形成手段として十分ではないと思います。むしろ、山道を活用した登山・トレイルラン・マウンテンバイクなど付加価値の高い観光ツーリズムが重要と考えます。

そこで質問ですが、森林公園以外の県有林の活用も、この数値目標に含まれているという理解でよろしいでしょうか。

事務局（堀内県有林課長）：

ありがとうございます。数値目標の「森林公園等の利用者数」についてですが、県ではレクリエーション利用促進や県有林への理解を深めてもらう観点から、県有林内に12か所設定している「森林文化の森」の利用者数についても合わせて目標値を積み上げ、84万3千人という値を設定しています。

委員：

資料 2 枚目左下の写真を見て思ったのですが、眺望伐採事業は現在も実施されているのでしょうか。大規模な事業ではないと思いますが、「やまなし百名山」もあり、以前に行われた場所についても樹木の成長により再びニーズが高まっているのではないのでしょうか。私自身は頻繁に山に登るわけではありませんが、もう少し眺望が良ければよいと感じる箇所がいくつかありましたので、現状を教えてくださいたいと思います。

事務局（堀内県有林課長）：

眺望確保のための森林整備は継続して実施しており、今年度の事業予算は 1,100 万円です。ここ数年は同程度の規模で眺望伐採等を行っています。

事業箇所については、市町村を經由して眺望を確保したい場所のご要望をいただき、県庁内では観光文化スポーツ部と連携して対応しています。また、事業箇所の選定に際しては環境省のレンジャーにも参加いただき、自然環境に配慮する中で進めています。

具体の御要望があれば、各林務環境事務所でも、市町村役場でも結構ですので、お聞かせいただければと思います。

委員：

事業箇所はどれくらいでしょうか。年間 10～20 箇所程度でしょうか。

事務局（堀内県有林課長）：

令和 6 年度実績では、眺望伐採を中心に一部ベンチ整備などを含め 9 か所で実施しています。概ねこの規模で継続して取り組んでおります。

委員：

第 5 次県有林管理計画では、経済林と公益林の区分の問題があると思いますが、この他に県有林の貸地の問題があると思います。2 年ほど前に知事が県有林の活用に係る規定を見直し、遊休地の有効活用や企業利用の促進を図る方針を示したはずですが、現状を見ると進捗が鈍いように感じます。

今回の県有林管理計画の中で、今後の借地の利活用について、さらに踏み込んで記載する必要があると考えます。

事務局（堀内県有林課長）：

御指摘の貸地についてですが、返還後に未利用のままになっている「返還未利用地」の活用のことと思われます。県有林管理計画では、貸地に関する事項を記載することとなっております。

未利用地の利活用については、所管課が別途対応しており、順次取組を進めているところです。管理計画の中でどこまで記載できるかは現時点で何とも言えませんが、可能な範囲で記載していきたいと考えています。

委員：

クマの件と森林のゾーニングの件を合わせての質問ですが、県有林管理計画では針広混交林化する森林を公益林へ誘導すると読めました。この場合、クマのことを意識しつつ、どのような樹種・林分へ誘導することを想定しているのか、決まっていることがあれば教えてください。

事務局（堀内県有林課長）：

人工林については、標高が高い区域や路網整備が難しい区域では、強度間伐により広葉樹の侵入を促し、針広混交林を目指す森林を設定しています。しかし、侵入が期待される広葉樹の樹種については、特に選択せず、自然の遷移に任せる考えです。

天然林については、原則として現在の森林状態を維持する方針で管理することになります。

委員：

間伐の割合によって侵入する樹種が違うという研究もあると聞いています。現状、どのような樹種が侵入しているか分かる研究結果はありますか。

事務局（堀内県有林課長）：

どの広葉樹の侵入を期待するかについては、クマ対策の観点も含め、森林総合研究所で専門職員の配置を準備しているところです。今後、森林総合研究所の調査等により得られた知見を現場作業へ反映していく形で取り組んでいきたいと考えています。

委員：

森林火災の拡大や予防について、どの程度対策をしているのか教えてください。

事務局（堀内県有林課長）：

県有林での林野火災対策として、延焼を防止するため森林を帯状に伐開した防火線を設置しています。現在、県内で29箇所・計40kmほどの防火線を設置し、延焼防止に取り組んでおります。

併せて、火災防止を含めた森林パトロールの予算を確保しているほか、林野火災防止の普及啓発にも取り組んでいます。

議長：

この議題については、おおむね御意見・御質問が出尽くしたと思いますので、次の議題に移らせていただきます。

続きまして、「森林における開発行為の許可の状況について」を議題とします。これは近年の林地開発の許可状況について報告するものです。事務局から説明をお願いします。

事務局（江俣森林整備課長）：

（資料3により説明）

議長：

この件につきまして、御意見・御質問はございますでしょうか。

委員：

昨年12月の審議会内容の記憶があまり定かではないのですが、いわゆる太陽光発電施設に関する開発行為について、今回は報告がありませんでした。実態としてどのような状況になっているのか、また、県の許認可の部分で以前より対応を強化された点などがあれば教えてください。

事務局（江俣森林整備課長）：

森林法ではもともと1haを超える開発行為に対して知事の許可が必要でしたが、太陽光発電施設の設置については0.5haを超える開発行為が対象となり、より厳しい規制となっています。さ

らに、県条例に基づき、一定の調査を行わないと許可が下りない仕組みとなっているため、事実上、山梨県内での開発は難しくなっている状況です。

委員：

森林には所有者がいると思いますが、この林地開発が完了すると、その後は事業者へ所有権が移転する仕組みなのではないでしょうか。この資料が何を示すものなのか、基本的な部分の説明もお願いします。

事務局（江俣森林整備課長）：

開発許可は森林法に基づき地域森林計画に定められた計画区域内が対象となり、1ha を超える開発が対象です。その際、森林所有者が行為内容に同意しているか、もしくは森林所有者自身が行為主体であることが前提条件となります。

許可によって他人の土地を勝手に開発できるものではありません。

また、森林の機能を損なわないよう、機能を補完する内容でなければ許可されない仕組みとなっています。

委員：

では、森林所有者が引き続き所有する土地であるという理解でよいのでしょうか。

事務局（江俣森林整備課長）：

開発者が土地を取得しているケースが一般的です。

委員：

つまり、開発した後は土地も含めて事業者へ所有権が移転するということですね。

事務局（江俣森林整備課長）：

そのとおりです。

委員：

そうすると、開発後は地目が森林ではなくなるのでしょうか。あるいは、何百年とかけて森林に戻すという想定なのではないでしょうか。気になる点ですので教えてください。

事務局（江俣森林整備課長）：

まず、地目についてですが、一般的に、建物を建てた場合は地目変更が必要です。ただし、すべての土地が開発されるわけではなく、一定割合の残置森林などを配置することで許可されています。残置森林は開発されず森林のまま残ります。

また、所有者が筆を分けている場合は森林として扱われますし、同一筆内に森林が残る場合、その部分が地域森林計画の対象であれば森林として残ります。

開発箇所については森林に戻すことを想定していませんが、周辺部については森林として維持していくという考え方です。

議長：

この議題について、ほかに御意見・御質問はありますか。ないようでしたら、次の議題に移り

ます。

議長：

続きまして、「令和 7 年度ナラ枯れ被害の状況について」を議題とします。これは県内のナラ枯れの状況について報告するものです。事務局から説明をお願いします。

事務局（江俣森林整備課長）：
（資料 4 により説明）

議長：

この議題について、御意見・御質問がありましたら挙手をお願いします。

議長：

ナラ枯れは各県で非常に大きな問題となっています。資料裏面の写真にもありますが、険しい尾根筋などに点在して発生するケースが多く、すべてを処理するのは困難です。重点区域を設定して対策するなど、どの県も苦慮しています。

ナラ枯れは太い木ほど被害を受けやすい傾向があります。戦後、薪炭林が使われなくなり、木が太くなったことで被害が顕在化してきたという面もあります。

搬出可能であればチップ化などの活用も可能ですが、条件困難地での被害が多く、搬出が難しい現状です。

委員：

前回は質問しましたが、ナラ枯れ被害調査は市町村職員が林道を回って目視で確認しているという説明だったと思いますが、間違いありませんか。

事務局（江俣森林整備課長）：

県有林については県職員、その他の森林については市町村職員が担当するという区分で行っています。

委員：

市町村には報告義務があるのでしょうか。

事務局（江俣森林整備課長）：

プロセスとして、市町村に書面で調査依頼を行い、期限を設けて提出いただいています。

委員：

「被害」という概念は難しく、ナラ枯れが発生していることと、それが社会的に被害と認識される状況は異なると思います。今回の調査は“ナラ枯れが発生している状況を把握する”という理解でよいのでしょうか。

事務局（江俣森林整備課長）：

はい。社会的な被害という観点での調査ではなく、被害を受けた樹木についての調査となっています。

委員：

ナラがある場所では全体的に被害が出ているのか、あるいは地域差があるのか。また、その状況は把握されていますか。

事務局（江俣森林整備課長）：

場所や木の太さによって被害状況は異なります。太い木は枯れやすいとされていますが、必ず枯れるわけではありません。そのため、実際に目視で確認し対応するしかない状況です。

委員：

どこを優先して対応していくか、非常に難しいと感じながら資料を拝見しました。ありがとうございました。

議長：

他に御意見・御質問はありますか。なければ本議題の質疑を終了します。最後に「その他」として、本日の議題以外で何か御発言があればお願いします。

委員：

花粉症対策について、山梨県での対策の状況を教えてください。

事務局（江俣森林整備課長）：

花粉症対策については、特にスギを対象に、国が花粉発生源対策に取り組んでいます。主に首都圏に近い富士・東部地域で、スギの伐採支援などを行っています。

委員：

ヒノキによる飛散も甲府盆地では多いように感じます。

事務局（江俣森林整備課長）：

県独自の取組として、ヒノキ伐採への補助事業も設けています。また、伐っただけでは意味がなく、スギは少花粉品種へ、ヒノキは少花粉品種へと転換することが必要です。伐採による公益的機能の低下を避けながら更新する必要があるため、そうした取組を進めています。

委員：

ナラ枯れの説明をいただきましたが、松くい虫の被害も県内では大きいと認識しています。次回以降の審議会でもよいので、状況を御報告いただきたいです。

事務局（江俣森林整備課長）：

山梨県では昭和59年に初めて松くい虫の被害が確認され、昭和62年をピークに現在まで減少傾向です。令和6年度時点では昭和62年度比で14%となっています。ただし、新たに標高の高い地域など、これまで被害のなかった地域でも発生しています。こうした地域を先端地域として位置づけ、被害対策を講じています。また、昇仙峡や富士山など、アカマツが景勝となっている地域では、樹幹注入により現存するマツの保全に取り組んでいます。

令和6年度の被害は、面積2,319ha、本数2,256本、材積3,150m³です。

議長：

他に御発言はありますか。よろしければ、これで予定された事項はすべて終了となりますので、議長としての役目を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

司会：

長時間にわたり御議論いただきありがとうございました。これをもちまして、本日の森林審議会を終了いたします。

以上

※本会議録の一部について、発言内容から委員の職業や肩書きが推測できる部分があるが、発言委員に意向を確認の上、その意向を尊重した内容で作成している。